

令和7年3月市議会定例会議提出議案

令和7年3月3日提出

区 分	件 数
予算関係	21
条例関係	19
その他議案	6
報告	1
計	47



福島市
FUKUSHIMA CITY

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【予算関係 その①】

- 1 議案第4号 令和7年度福島市一般会計予算
- 2 議案第5号 令和7年度福島市水道事業会計予算
- 3 議案第6号 令和7年度福島市下水道事業会計予算
- 4 議案第7号 令和7年度福島市農業集落排水事業会計予算
- 5 議案第8号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
- 6 議案第9号 令和7年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
- 7 議案第10号 令和7年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算

【予算関係 その②】

8 議案第11号 令和7年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算

9 議案第12号 令和7年度福島市介護保険事業費特別会計予算

10 議案第13号 令和7年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算

11 議案第14号 令和7年度福島市青木財産区特別会計予算

12 議案第15号 令和7年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算

13 議案第16号 令和7年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

【予算関係 その③】

- 14 議案第17号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第9号）
- 15 議案第18号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第10号）
- 16 議案第19号 令和6年度福島市水道事業会計補正予算
- 17 議案第20号 令和6年度福島市農業集落排水事業会計予算
- 18 議案第21号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
- 19 議案第22号 令和6年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
- 20 議案第23号 令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
- 21 議案第24号 令和6年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算

【条例関係 その①】

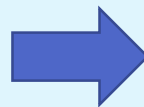
22 議案第25号 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び福島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 制定の件

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

○時間外勤務の免除制度の対象となる育児を行う職員の範囲を拡大

(改正前)
3歳になるまでの子
を養育する職員



(改正後)
小学校就学前の子
を養育する職員

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その②】

23 議案第26号 福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定の件

社会と公務の変化に応じた給与制度への抜本的な転換を図ることとした、国家公務員の給与制度のアップデートを踏まえ、本市においても、実情を勘案した給与制度の見直しを行う。

【主な改正内容】

(1) 給 料

- ・ 民間人材等を採用する際の給料水準を引上げ

※初任給・若年層の給料水準の引上げは、昨年12月議会にて改正済み

(2) 諸手当

- ・ 扶養手当の配偶者に係る分を廃止し、子に係る分を増額
- ・ 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その③】

24 議案第27号 福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

雇用保険法等の一部改正により、退職した国家公務員への「失業者の退職手当」の給付内容の見直しが行われたことに伴い、本市もこれに準じて整理する改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 就業手当廃止に伴う整理
- (2) 地域延長給付の適用期間を延長

(改正前) 令和7年3月31日 ⇒ (改正後) 令和9年3月31日

※1 失業者の退職手当とは？

雇用保険法の「失業等給付」に準じて、退職手当の額が「失業等給付」の相当額に満たない場合に、その差額分を限度として支給する手当

※2 就業手当とは？

「失業等給付」の1つで、1年未満の非正規雇用職に就業した際などに支給する手当

※3 地域延長給付とは？

雇用機会が不足する地域に居住する場合、給付日数を特例として延長給付する制度
(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その④】

25 議案第28号 福島市語学指導等を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件

全国統一的に運用する外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業にかかる報酬額を国が見直したことから、本市が任用する語学指導等を行う外国青年の報酬上限額の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 外国語指導助手（通称「ALT」）と国際交流員（通称「CIR」）の報酬上限額を引上げ

（改正前）330,000円 ⇒ （改正後）360,000円

(2) 主任外国語指導助手の報酬上限額を引上げ

（改正前）350,000円 ⇒ （改正後）370,000円

（令和7年4月1日から施行）

【条例関係 その⑤】

26 議案第29号 福島市産業振興基金条例を廃止する条例制定の件

基金残高の減少に伴い、事業への活用を終えるため、条例を廃止する。

(令和7年4月1日から施行)

27 議案第30号 福島市地区集会所条例の一部を改正する条例制定の件

下釜団地市営住宅の取り壊しに伴い、同地区集会所を廃止する改正を行う。

廃止する集会所

- ・ 下釜団地第1集会所
- ・ 下釜団地第2集会所

(公布の日から施行)

【条例関係 その⑥】

28 議案第31号 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う

【主な改正内容】

条例中で引用する条項の修正

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑦】

29 議案第32号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

省エネ化に伴い重量化する建築物の安全を担保するため、建築基準法が改正され、また、省エネ性能の確保のため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正されたことから所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 建築確認申請にかかる審査手数料額の引上げ

建築物に関する確認申請手数料	現 行	改定後
30㎡以内のもの	8,000円	<u>9,000円</u>
30㎡を超え100㎡以内のもの	15,000円	<u>17,000円</u>
100㎡を超え200㎡以内のもの	23,000円	<u>35,000円</u>
200㎡を超え500㎡以内のもの	29,000円	<u>39,000円</u>
500㎡を超えるもの	改定なし	

※（１）の審査手数料額の引上げ理由

すべての建築物に省エネ基準適合が義務付けられたことによる建築物の重量化に伴い、構造安全基準等への適合を確認するための審査項目が増加したため。

<参考資料>



(2) 省エネ性能適合審査に新たな対象を追加

区 分		申請手数料
一戸建ての住宅	200㎡未満	38,000円
	200㎡以上	43,000円
共同住宅等 (一戸建ての住宅 以外の住宅)	300㎡未満	77,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	128,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	217,000円
	5,000㎡以上	311,000円

< 参考資料 >

■省エネ性能の底上げ					
全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け					
※ 建築確認の中で、構造安全性等の適合性審査と一体的に実施					
現 行			改正後		
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
中規模	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑧】

30 議案第33号 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する 条例制定の件

松陵義務教育学校の開校に合わせ、小中学校にかかる定義規定を統一して整理する改正を行う。

【主な改正内容】

条例中の定義規定に義務教育学校にかかる文言を追加

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑨】

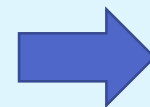
31 議案第34号 福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例 制定の件

持続可能で効率的な市場運営を目指すとともに、場内事業者の経営基盤の安定を図るため、使用料減免の特例期間を延長する改正を行い、市民への安全安心な生鮮食料品等の安定供給を確保する。

【主な改正内容】

特例期間

(改正前)
令和7年3月31日



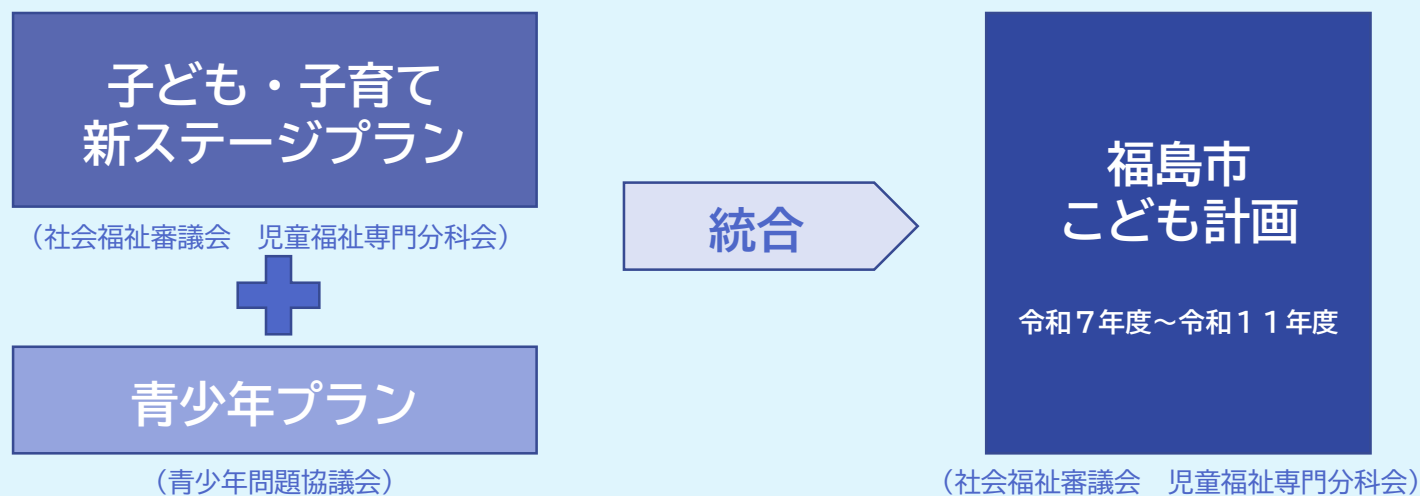
(改正後)
令和9年3月31日

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑩】

32 議案第35号 福島市青少年問題協議会条例を廃止する条例制定の件

青少年を取り巻く環境・問題が変化していることなどを踏まえ、こどもから若者までの支援を包括的な取り組みとして推進するため、こども計画に青少年プランを統合することとしたことなどから、青少年問題協議会を廃止する。



(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑪】

33 議案第36号 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例制定の件

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的に条例を制定する。

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑪ 「条例原案の概要（基本的事項）」】

1. 前 文

福島市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の状況やノーモア メガソーラー宣言の趣旨を踏まえた前文

2. 目 的（第1条）

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること

3. 対象となる再生可能エネルギー発電施設（第2条）

- (1) 太陽光発電施設
出力10kW以上の太陽光発電施設 及び 附帯設備
※適用除外：建築物に設置されるもの
工場立地法に基づき設置される環境施設 等
- (2) 風力発電施設
風力発電施設 及び 附帯設備
※適用除外：建築物に設置されるもの 等

4. 市の責務（第3条）

- ・条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずる
- ・再生可能エネルギー発電施設の設置が市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、目的達成のため周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講じる

5. 発電事業者の責務（第4条）

- ・関係法令及びこの条例を遵守する
- ・災害の防止、自然環境及び景観の保全のために必要な措置を講じるよう努める
- ・近隣住民等との良好な関係を構築するよう努める
- ・苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもって解決するよう努める

6. 禁止区域（第5、6条）

補足資料①

- ・再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない区域

7. 費用の確保（第9条）

- ・発電事業者は、①、②の費用を確保しなければならない
①再生可能エネルギー発電施設の維持管理に要する費用
②再生可能エネルギー発電施設の撤去及び廃止に要する費用

8. 再生可能エネルギー発電施設の設置許可（第10条、第11条）

- ・禁止区域等以外の区域では発電施設の設置許可制を導入し、許可基準のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない

9. 審議会への諮問（第34条）

- ・市長は、必要と認める場合は、福島市環境審議会に諮問し、意見を聴くことができる

10. 手数料（第35条）

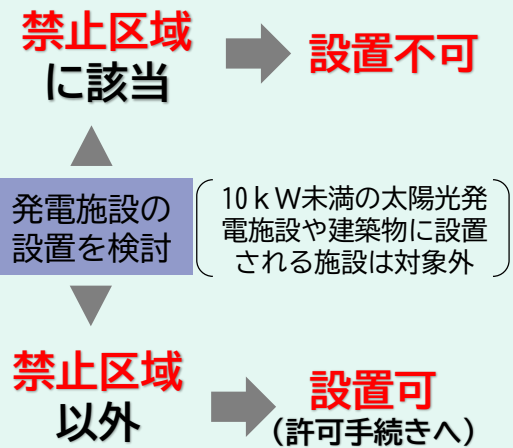
※開発許可申請手数料を参考に設定

- ・設置許可又は変更許可を受けようとする場合、申請の際に手数料を納付しなければならない

設置許可申請	事業区域面積に応じて 13,000円～480,000円
変更許可申請	面積見合いで算定 ほか

【条例関係 その⑪ 「再生可能エネルギー発電施設の設置～廃止の流れ」】

許可手続き等【事前協議～設置許可まで】



事前協議

設置許可申請をしようとする発電事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置計画概要を市長に提出し、事前協議しなければならない (第7条)

近隣住民等への説明・意見の聴取

- ① 発電事業者は、事前協議完了後に設置計画概要を公表し、その翌日から14日以降に近隣住民等に対し説明会を開催
- ② 近隣住民等は、説明会が終了した日の翌日から30日を経過するまでの間、発電事業者に対し意見書を提出
- ③ 発電事業者は、近隣住民等の意見に対し、必要に応じて協議し、誠実に回答
- ④ 発電事業者は、③による協議と回答内容を市長に提出 (第8条)

設置許可申請

設置許可を受けようとする発電事業者は、意見に対する回答内容を市長に提出してから1年以内に許可申請 (第10条)

設置許可

市長は、許可基準の全てに該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない
※災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付することができる (第11条)

変更許可 (第17条)
(軽微変更は届出)
地位の承継等 (第26条)

【設置許可後～廃止等まで】

標識の設置

設置許可を受けた発電事業者（許可事業者）は、許可事業の廃止までの間、事業区域において公衆の見やすい場所に標識を設置 (第12条)

工事着手～完了検査

- ① 設置工事着手の届出 (第14条)
施設の設置工事着手する14日前までに届出
- ② 設置工事完了の届出 (第15条)
施設の設置工事を完了後14日以内に届出
- ③ 設置工事完了の検査 (第16条)
造成等が完了したとき、及び、設置工事の全てが完了した時期に市の検査を受ける (→市から検査結果を許可事業者へ通知)

定期報告 (毎年度)

許可事業者は許可事業を廃止するまで、①～③を市長に報告

- ① 施設の前年度の維持管理の状況
- ② 施設の撤去費用の確保の状況
- ③ 許可基準及び許可条件に適合している状況 (第19条)

撤去～原状回復

- ① 撤去開始の届出 (第22条)
撤去日の30日前までに届出
- ② 撤去完了の届出 (第23条)
撤去完了後30日以内に届出
- ③ 許可事業廃止の届出 (第24条)
- ④ 原状回復の努力義務 (第25条)

その他

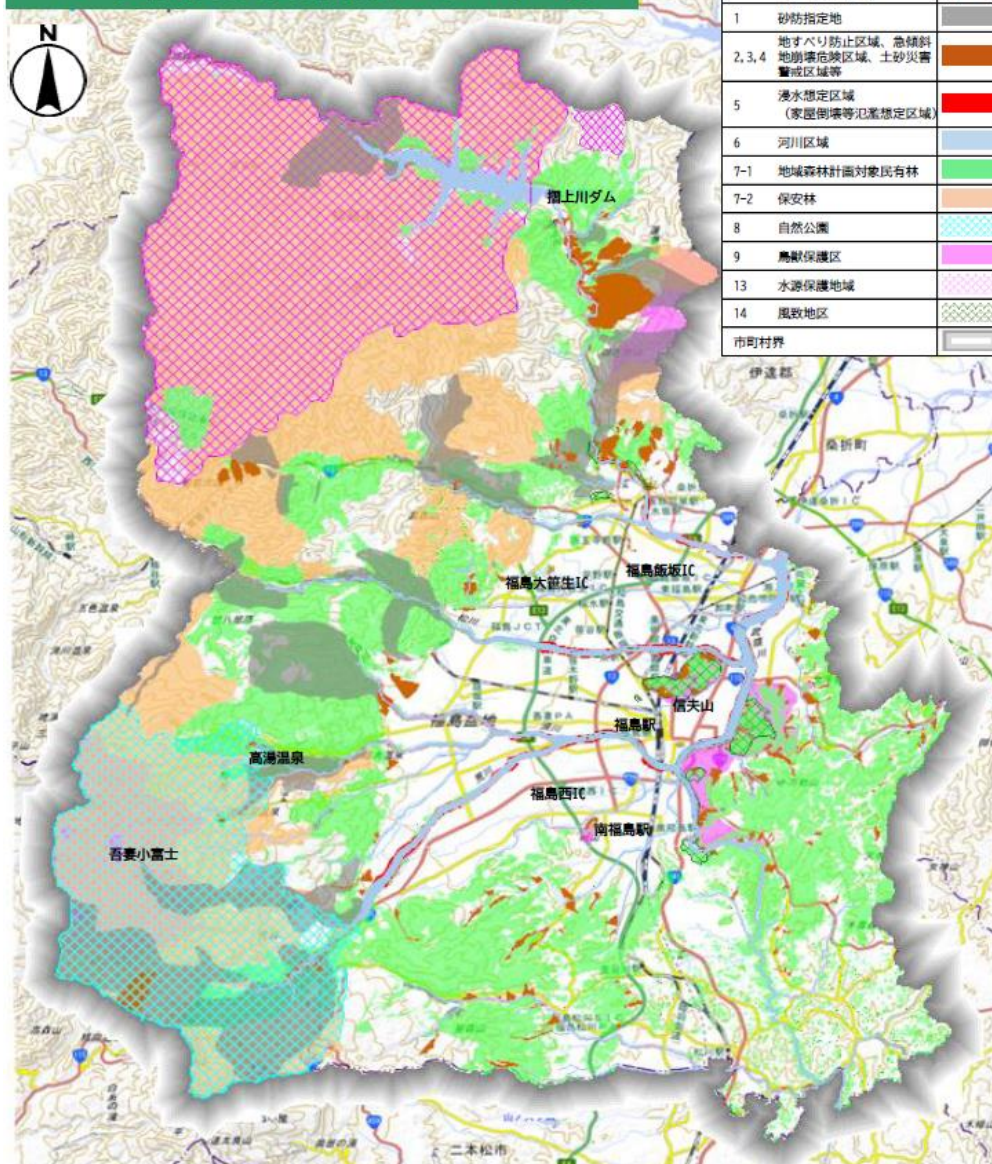
- (1) 施設の管理：維持管理及び保守点検(第20条)、事故等の報告(第21条)、報告の徴収(第27条)、立入検査(第28条)
- (2) 指導、措置命令、公表など：指導及び助言(第29条)、勧告(第30条)、措置命令(第31条)、違反事実の公表等(第32条)、許可の取消し(第33条)
- (3) 情報の開示など：関係書類の保存及び閲覧(第13条)、非常時の連絡先の公表(第18条)、指定する情報の開示(第36条)
- (4) その他：国又は地方公共団体の特例(第37条)、条例施行前の既存発電施設に関する届出(附則) など

補足資料②

【条例関係 その⑪ 「禁止区域」】

補足資料①

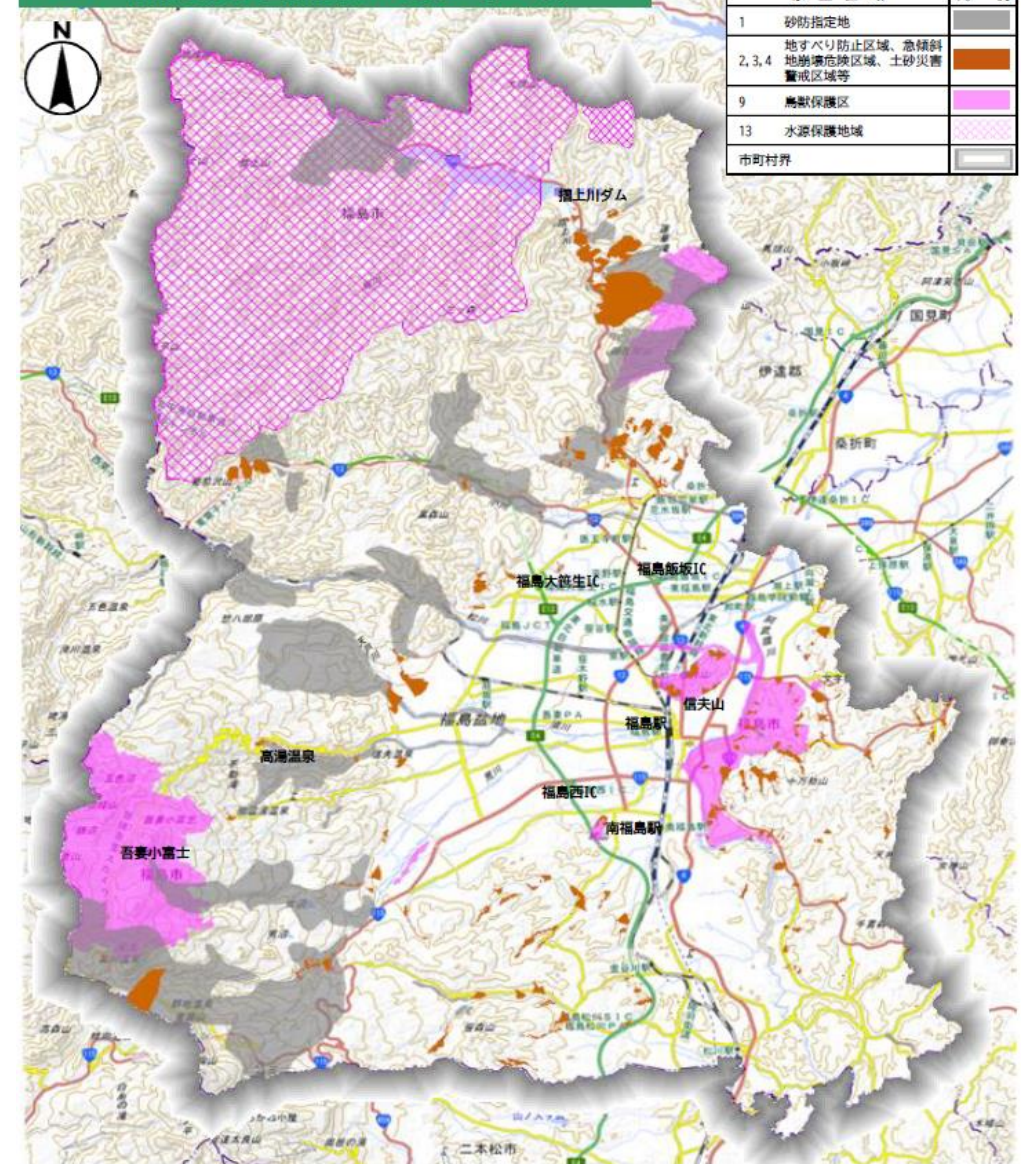
1. 太陽光発電施設の禁止区域



この地図は地理院タイルを使用して作成しました

※この図面は現時点で図示可能な部分を示したもので目安として利用しております。詳細は諸法律の窓口でご確認ください。

2. 風力発電施設の禁止区域



この地図は地理院タイルを使用して作成しました

※この図面は現時点で図示可能な部分を示したもので目安として利用しております。詳細は諸法律の窓口でご確認ください。

【条例関係 その⑪ 「既存発電施設との関係」】

補足資料①

太陽光発電施設の禁止区域

太陽光 発電施設	No.	禁止区域
	1	砂防指定地
	2	地すべり防止区域
	3	急傾斜地崩壊危険区域
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
	5	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域
	6	河川区域
	7	地域森林計画における森林区域・保安林
	8	自然公園
	9	鳥獣保護区
	10	国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域
	11	県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域
	12	市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域
	13	水源保護地域
	14	風致地区
	15	特に景観を保全することが必要な区域として別に定める区域
	16	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域

風力発電施設の禁止区域

風力 発電施設	No.	禁止区域
	1	砂防指定地
	2	地すべり防止区域
	3	急傾斜地崩壊危険区域
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
	5	鳥獣保護区
	6	水源保護地域
	7	同地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域
	7	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域

補足資料②

既存発電施設に対する規制の範囲

○条例施行日前に設置済み、または工事中の既存発電施設(既存事業者)
に対し本条例の適用が及ぶ範囲

既存事業者 の義務	①	施行後半年以内に既存施設の届出【附則3】
	②	既存施設に変更があった場合は30日以内に届出【附則4】
	③	地位の承継の届出【附則5、6】
	④	令和7年内の標識の設置【附則7】
	⑤	非常時連絡先の公表【附則8】
	⑥	土砂の流出等が発生しないよう、適正な維持管理【附則9】
	⑦	維持管理状況の定期報告【19条】
	⑧	事故・災害発生時の復旧義務【21条】
	⑨	事故・災害発生時の報告義務【21条】
	⑩	発電施設撤去時に30日前までの届出【22条】
	⑪	発電施設撤去後に30日以内に届出【23条】
	⑫	発電事業廃止の届出【24条】
	⑬	廃止後の原状回復の努力義務【25条】
	⑭	工事進捗や稼働状況に係る情報開示の努力義務【36条】
既存事業者 への市の権限	⑮	報告の徴収【27条】
	⑯	立入検査【28条】
	⑰	指導及び助言【29条】
	⑱	定期報告・維持管理・事故の報告・資料の提出等をしない場合の勧告【30条】
	⑲	勧告に従わない場合の措置命令【31条】
	⑳	措置命令に従わない場合の違反事実、氏名、住所の公表等【32条】
	㉑	必要と認める場合は、福島市環境審議会に諮問【34条】

【条例関係 その⑫】

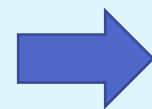
34 議案第37号 福島市環境審議会条例の一部を改正する条例制定の件

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例の制定に合わせ、環境の保全と経済活動の調和にかかる問題に迅速かつ専門的に対応できる体制強化のため、専門部会の設置等を追加する改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 環境審議会委員を増員

(改正前) 12人以内



(改正後) 15人以内

(2) 専門部会（環境審議会の下部組織）の新設

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑬】

35 議案第38号 福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設されたことから、実施にあたり必要な保育の水準を確保するため、設置等にかかる基準を定める条例を制定する。

【主な内容】

令和7年度からの事業実施に向け設置等の基準を整備

※乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは？

全てのこどもの育ちの応援と、良質な成育環境整備を目的に創設された事業。

保育所等に入所していない0歳6か月～満3歳未満のこどもに、月一定時間・時間単位で通園してもらい、こどもの育ちを支援するとともに、保護者へ子育てに関する情報提供や助言等の援助も行う。

（令和7年4月1日から施行）

【条例関係 その⑭】

36 議案第39号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

厚生労働省令及び内閣府令の一部改正により、家庭的保育事業等を安定的に実施できるよう認可要件の緩和措置がなされたことから、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 連携施設を確保できない場合、家庭的保育事業等の事業者同士の連携（責任の明確化等が条件）による認可を可能とするもの
- (2) (1) においても連携施設を確保できない家庭的保育事業者等に対する認可容認期間を延長

(改正前) 令和7年3月31日 ⇒ (改正後) 令和12年3月31日

※家庭的保育事業等とは？

主に定員19名以下で0歳～2歳が通う少人数制保育を行う事業

※連携施設とは？

在園児の集団保育を経験する機会の確保や、卒園後の進路の確保等のために、家庭的保育事業等と連携している保育園や幼稚園のこと (令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑮】

37 議案第40号 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、配置する職員の資格要件にかかる特例期間を延長する改正を行う。

【主な改正内容】

○副園長又は教頭の資格要件の特例期間の延長

(改正前)		(改正後)
令和7年3月31日	➡	<u>令和9年3月31日</u>

※資格要件の特例とは？

保育教諭等の確保が困難になるおそれがあることから、当面の保育の受け皿・保育人材の確保を目的に副園長又は教頭を置く場合の資格要件を「幼稚園教諭免許状」と「保育士の登録」のいずれか1つで可とするもの

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑯】

38 議案第41号 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 制定の件

管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格の見直しのため
栄養士法の一部が改正されることに伴い、関係条例を整理する改正を行う。

【主な改正内容】

○介護老人福祉施設や保育施設等の栄養士にかかる配置基準の見直し

(改正前)
栄養士



(改正後)
栄養士または管理栄養士

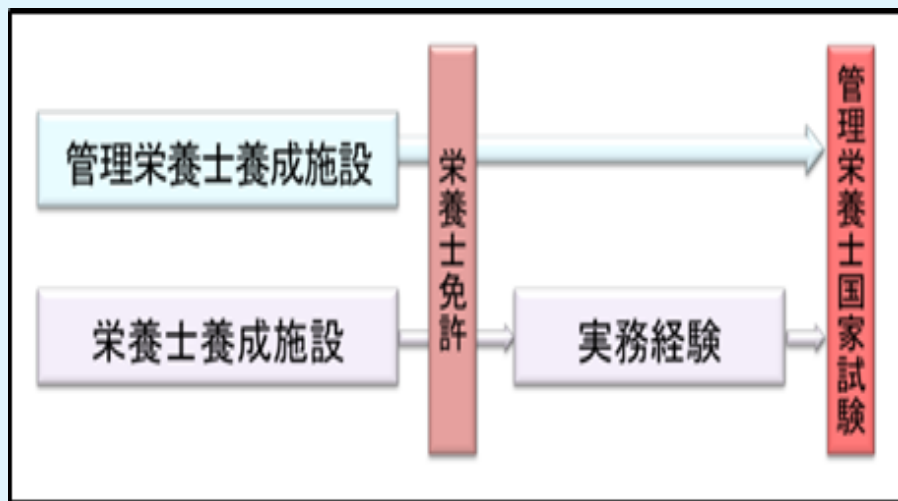
※従来の管理栄養士は栄養士免許を取得していたが、受験資格の見直しにより、管理栄養士が
栄養士免許を持たない場合が想定されることから、管理栄養士を追加するもの

(令和7年4月1日から施行)

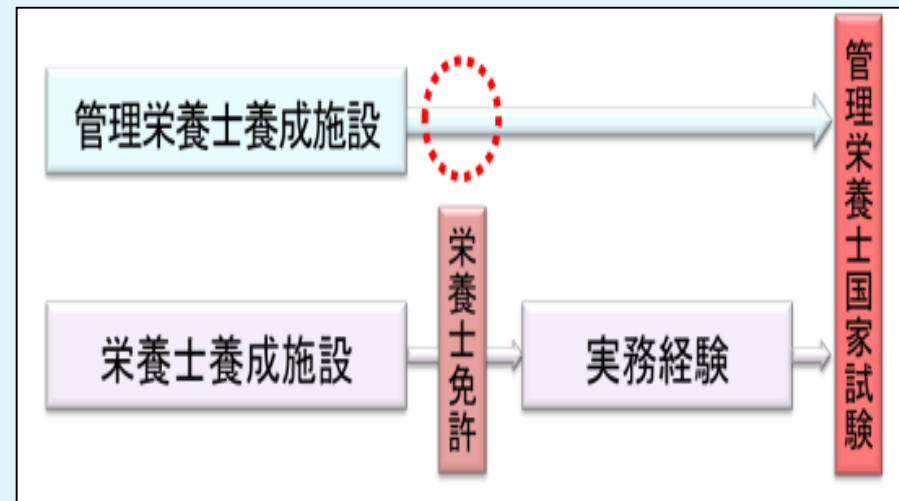
【条例関係 その⑯ 参考資料】

＜管理栄養士国家資格の受験資格の見直しの概要＞

改正前



改正後



※法改正後、管理栄養士養成施設卒業者は、受験資格に栄養士免許が不要となる。

【条例関係 その⑰】

39 議案第42号 福島市保健所条例の一部を改正する条例制定の件

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正に伴い、公衆浴場の水質基準の検査項目を見直す改正を行う。

【主な改正内容】

細菌学的検査項目

(改正前)
大腸菌群等



(改正後)
大腸菌

※自然由来の細菌を除外し、大腸菌のみを検出する技術が確立されたことによる見直し

(令和7年4月1日から施行)

【条例関係 その⑱】

40 議案第43号 福島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条項の修正

(令和7年6月1日から施行)

【その他議案 その①－１】

41 議案第44号 事業契約の一部変更の件 (福島市新学校給食センター整備運営事業)

工事内容の変更等に伴い、契約金額を変更する。

(1) 契約金額 10,436,471,390円
↓ 約 3億8千万円の増額
10,815,550,574円

(2) 変更理由

- ①物価変動に伴う追加費用
- ②追加地盤改良工事の発生



【その他議案 その①ー2】

福島市新学校給食センター

P F I 手法を導入し、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、安全で安心な学校給食を安定的に提供

1 施設概要

開設年月 令和8年4月予定

供給能力 1日あたり10,000食 2献立に対応
食物アレルギーにも対応（最大100食/日）

対象校 30校 児童生徒約8,700人
西部・北部給食センターの受配校 18校
単独給食実施校 12校



2 今後の予定（当初スケジュールに変更無し）

建設期間 ～令和8年1月

開業準備期間 令和8年2月 ～ 3月

運営期間 令和8年4月 ～ 令和23年3月（15年間）

【その他議案 その②】

42 議案第45号 訴えの提起の件

旧大波小学校敷地について所有権移転登記の手続きを求めるため、訴えを提起する

43 議案第46号 市道路線の認定の件

一般公共の用に供するため1路線を認定する。

(1) 路線数 8,028本 ⇒ 8,029本

(2) 市道延長 約2,966.1km ⇒ 約2,966.2km

44 議案第47号 包括外部監査契約の件

令和7年度の包括外部監査契約を締結する。

【その他議案 その③】

45 議案第48号 工事請負契約の一部変更の件 (重要文化財旧広瀬座再整備工事(建築本体工事))

工事内容の変更に伴い、契約金額を変更する。

(1) 契約金額 337,700,000円 → 408,711,600円

(2) 変更理由 屋根の葺き替えを、より強度上昇が期待できる仕様へ変更

46 議案第49号 財産取得の件 (中学校教師用指導書)

中学校教師用指導書を更新する。

(1) 契約金額 29,311,920円

(2) 契約の相手方 有限会社 油屋書店 取締役 鈴木悦夫

(3) 納 期 令和7年3月31日

【報告】

1 報告第1号 専決処分報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分をしたものについて報告する。

令和6年度 3月補正予算の内容

(一般会計補正予算 第9・10号)

- 1 戸籍氏名の振り仮名対応
- 2 年度末の整理予算

一般会計補正予算額

24億4,662万円

	事業費 合計	財源内訳 (単位 千円)				
		国	県	市債	その他	一般財源
補正第9号	29,710	23,103				6,607
補正第10号	2,416,913	△49,664	△221,010	△171,100	141,836	2,716,851

【参考】令和6年度予算累計額(一般会計)

1,337億524万円

1 戸籍氏名の振り仮名対応

補正額：29,710千円

令和7年5月26日から戸籍へ振り仮名を載せる制度が始まるにあたり、福島市を本籍地とする方に対し、氏名の「振り仮名」を確認後、戸籍に記録します。

【振り仮名の通知書イメージ】



戸籍に記録される振り仮名の通知書

氏名 太郎 様

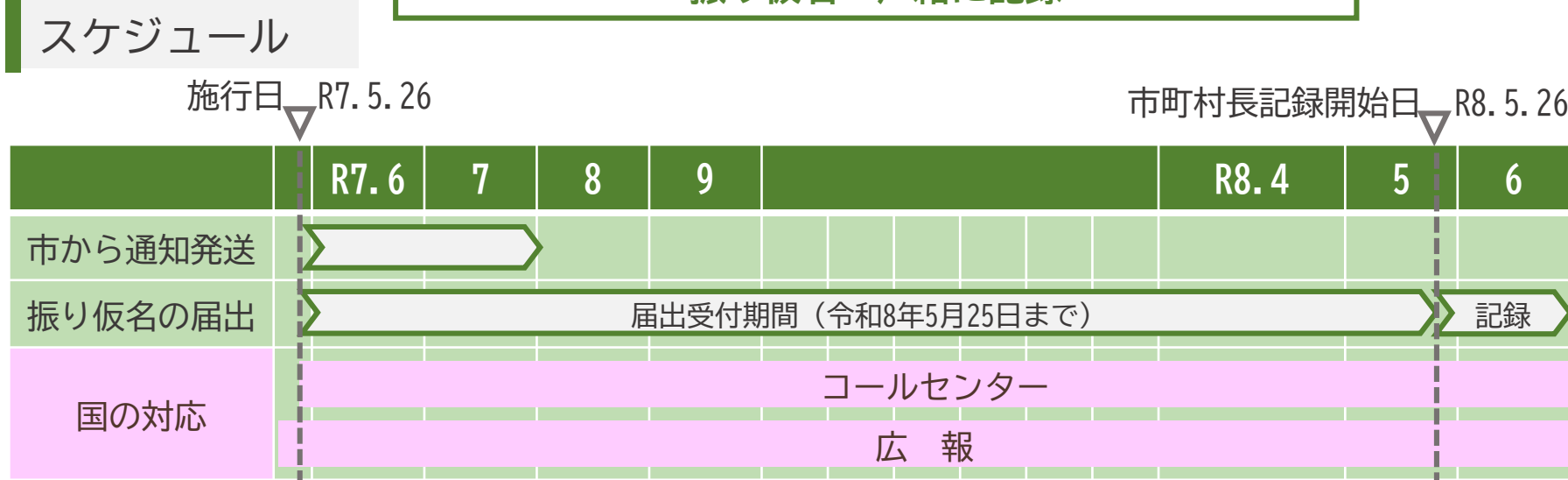
住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇

【振り仮名】

氏名	振り仮名
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ

【氏名】

氏名	フリガナ
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ
太郎	タロウ



2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年5月以降 本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます

Point 通知されたフリガナをまず確認！誤っている場合は届出をしてください。マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年5月以降 通知されたフリガナが戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】フリガナの届出に手数料はかかりません。届出をしなくても罰則はありません。

フリガナのルールができます 詳しくはこちら

法務省

※令和8年5月25日まで届書の提出がない場合は、仮の振り仮名を正式なものとして戸籍に記録